



7月は 同和問題啓発強調月間です

同和問題を
「関係ない」「わからない」と
放置するのではなく、
私たち一人ひとりが
しっかり向き合うことが大切です。

同和問題を知っていますか

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別であり、人々の意識の中につくられた文化的・社会的な差別が今もなお、さまざまな形で残っている重大な人権問題です。そして、残念なことにはほかの国には存在しない、日本固有の人権問題なのです。

私たちはそれぞれ異なった環境に生まれ、生活を営み育ちます。生まれた環境は本人の意思ではどうしようもないことです。それにもかかわらず、「被差別部落（同和地区）」に生まれ育つたという理由で、基本的人権を侵害され、就職や結婚など日常生活で厳しい制限や差別を受けてきた人たちがいます。

繰り返される差別と現状を知りましょう

今でもなお、同和問題は形を変えて繰り返されています。近年ではインターネットを悪用して電子

掲示板などに被差別部落の地名や、その地域に多い姓などを面白半分に書き込む「差別書き込み」が絶えません。特にインターネット上の差別書き込みや誤った情報は、いったん掲載されると、削除が困難であることや、削除にいたるまでに時間がかかるため、多くの人の目に触れてしまい、問題が深刻となる傾向にあります。

また、同和問題の正しい認識を持たない人が、住所を調べる際になどに、こういった書き込みをインターネットで閲覧することで、その地域や学区が被差別部落なのかどうかを自治体などに問い合わせる事例もあります。こういった問題の背景には、同和問題への「無関心」があり、同和問題から目をそらすことが結果的に差別的助長につながっているのです。

自分には関係ないという考え方をなくそう

同和問題は部落の人だけの問題ではありません。「寝た子を起こすことはない。ほおっておけば、差別は自然になくなる。」同和問題を

同和問題啓発強調月間の催し

●人権パネル展示

- ▷とき 7月1日(日)～31日(日)
- ▷ところ 役場1階ロビー

●街頭啓発

- ▷とき 7月8日(日)・午後4時30分から
- ▷ところ 正門通り商店街など

●芦屋町人権講演会

- ▷とき 7月12日(土)・午後7時～8時30分
- ▷ところ 町民会館大ホール

※車で来場の際は、**役場駐車場・中央公園臨時駐車場**を利用してください。

- ▷テーマ 同和問題の今、そして未来に向けて～すべてのひとの人権のために～

▷講師 いなづみ けんじろう 稲積 謙次郎さん

1956(昭和31)年、西日本新聞社に入社。社会部長、論説委員、常務取締役編集局長などを歴任。1981(昭和56)年、西日本新聞で展開した同和問題キャンペーンでマスコミ界のタブーを打ち破ったとして日本新聞協会賞を受賞。公職

として元総務庁地域改善対策協議会委員を務め、1996(平成8)年、国の新しい同和行政の基本方針に対する意見具申に関わる。その後、福岡県人権施策推進懇話会会長、福岡市同和対策協議会会長、北九州市人権施策審議会会長、太宰府市教育委員長などを歴任。福岡県人権教育啓発基本方針をはじめ、多くの自治体の人権行政指針の策定に携わってきた。



●福岡県人権講演会

- ▷とき 7月20日(日)・午後1時30分から
- ▷ところ クローバープラザ(春日市原町)
- ▷内容 【講演】情報化社会と部落差別解消推進法 【講師】谷川雅彦さん

●問い合わせ

- ▷教育委員会社会教育係 (☎223局3546)
- ▷障がい者・生活支援係 (☎223局3530)

解決に向けて

同和問題をはじめとした様々な差別の解決に自然消滅はありません

学習する中でよく耳にします。このような考え方が間違っていることは、繰り返し返されてきた差別事件をみれば明らかです。「自分は差別なんかしないから関係ない」ではないのです。もし同和問題に偏見や差別をもつ人がいた場合、その誤りを注意することができませんか？差別をなくすには、同和問題としつかり向き合い、心と頭で考えて行動することが大切です。

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消法」が施行されました。この法律の意義は、今日の部落差別の存在を認め、部落差別は許されないものであることを明らかにしたことです。そして、差別をなくすことは私たち一人ひとりの課題であり、差別を解消する必要性について理解を深めるよう努めなければならぬと法律に示しています。

今、私たちに求められているのは、差別された事実を忘れ去ることではなく、差別に関する正しい知識を持ち、差別を許さないという揺るぎない心を持つことです。差別を知り、問題点を学ぶことで誤った偏見や知識をなくしていきましょう。

福岡県では昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、県下一斉に各種の啓発行事を行い、差別をなくす取り組みを展開しています。芦屋町でも、人権講演会や街頭啓発などを行い、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決にむけて取り組んでいます。この機会に改めて人権問題を考えてみませんか。

差別はすべて人によってつくられたものです。それならば、きつと人によってなくすことができるはずです。「関係ない」「わからない」と放置するのではなく、私たち一人ひとりがしっかりと向き合うことで、社会から差別をなくしていきましょう。

▽問い合わせ 教育委員会社会教育係 (☎223局3546)